

3 衛生管理者の業種による選任要件（安衛則第7条第1項第3号）

事業場に選任できる衛生管理者の有資格者は、業種によって決められている（安衛則第7条第1項第3号）。次の表に掲げる業種では、第二種衛生管理者免許の所持者を事業場の衛生管理者に選任できず、記載されている者のみが選任の対象になる（その他の業種では、第二種衛生管理者免許の所持者から衛生管理者を選任できる）。

業種の区分	専任すべき対象者
農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業	<ul style="list-style-type: none"> • 卫生工学衛生管理者 • 第一種衛生管理者 • 医師、歯科医師 • 労働衛生コンサルタント
その他の業種	<ul style="list-style-type: none"> • 卫生工学衛生管理者 • 第一種衛生管理者 • 第二種衛生管理者 • 医師、歯科医師、 • 労働衛生コンサルタント

4 産業医の選任要件

（安衛令第5条）（安衛則第13条第1項第3号、第4号）

事業場の規模	選任数
50人以上	1人（非専属も可）
1,000人以上	1人（専属の者）
3,001人以上	2人以上（1名以上専属の者）

※ 有害業務（安衛則第13条第1項第3号に定める業務）に常時500人以上の労働者を従事させる事業場では、専属の産業医を選任義務あり。

問2

衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 卫生委員会の議長は、衛生管理者である委員のうちから、事業者が指名しなければならない。
- (2) 卫生委員会の議長を除く全委員については、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (3) 卫生管理者として選任しているが事業場に専属でない労働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員として指名することはできない。
- (4) 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができる。
- (5) 卫生委員会は、毎月1回以上開催するようにし、議事で重要なものに係る記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

問2 衛生委員会**解説**

- (1) 誤り。衛生委員会の議長は、総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理
者以外の者で、当該事業場においてその事業の実施を統括管理するものも
しくはこれに準ずる者のうちから、事業者が指名した者とされている。衛
生管理者である必要はない（安衛法第18条第2項第1号）。
- (2) 誤り。労働者の過半数で組織する労働組合等の推薦に基づき指名するの
は、衛生委員会の議長を除く委員の半数である。議長を除く全委員ではな
い（安衛法第18条第4項）。
- (3) 誤り。衛生管理者の委員には（1）の議長のほかに、衛生管理者と産業
医、当該事業場の労働者で衛生に関し経験を有するもののうちからそれぞ
れ、事業者が指名した者が選ばれる（安衛法第18条第2項）。衛生管理者に關
しては、2人以上の衛生管理者を選任する場合、専属でない労働衛生コン
サルタントを1人選任することができる（安衛則第7条第1項第2号）。その労
働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員に指名できないという規定は
ない。
- (4) 正しい。外部機関ではなく、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実
施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができ
る（安衛法第18条第3項）。
- (5) 誤り。衛生委員会は毎月1回以上開催するようにしなければならない、
という記述は正しい（安衛則第23条第1項）。しかし、議事で重要なものに係
る記録を作成して、これを保存する期間は、5年間ではなく3年間である（安
衛則第23条第4項）。

▶▶ 解答（4）

▶ Point!

衛生委員会の議長は、総括安全衛生管理者、当該事業場でその事業の実
施を統括管理するもの、これに準ずる者の中から、事業者が指名する。

関連問題 令5.10問3 令5.4問3

問3

常時使用する労働者数が100人の事業場で、法令上、総括安全衛生管理者の
選任が義務付けられている業種は、次のうちどれか。

- (1) 製造業
(2) 熱供給業
(3) 水道業
(4) 医療業
(5) 清掃業